

第15回 岡本二丁目マンション計画外部調査対策委員会会議録

1 日時 平成21年4月30日(木) 10時00分～12時00分

2 場所 鎌倉市役所4階 402会議室

3 出席者

出席委員：安富委員長、増本委員、安達委員、小沢委員、川口委員

事務局：まちづくり政策部長、行革推進担当担当次長、まちづくり政策課長、まちづくり政策課課長補佐、まちづくり政策課企画政策担当副主査

4 議題

(1) 会議録の確認について

(2) 第13回岡本二丁目マンション計画外部調査対策委員会における確認事項

(3) 「原因解明及び改善策について(素案)」について

(4) その他

5 会議の概要

冒頭、配布資料の確認、本日の議事進行及び傍聴の取り扱いについて確認が行われた後、具体的な議論が行われた。

委員長：傍聴の皆様につきましては、事務局から説明があったと思いますが、傍聴のルールをお守りいただきたいと思います。それでは日程1「会議録の確認について」ですが、前回の会議録は資料1としてお配りしていますが、住民の皆様からのご意見を賜る機会を設けたところであります。なお、本日傍聴されている方の中にもいらっしゃると思いますが、ご発言を頂いた内容で誤字・脱字、あるいは発言された趣旨と違う点があれば、事務局にお伝えください。

委員長：日程2「第13回岡本二丁目マンション計画外部調査対策委員会における確認事項」に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局：(「第13回岡本二丁目マンション計画外部調査対策委員会における確認事項」について、資料2に基づいて事務局から説明。)

委員長：ただいまの事務局から説明について、各委員の方から、それぞれのポイントに対するご質問、ご意見があればお願いします。

小沢委員：(2ページの項目の第3のところ、神奈川県から回答文をもらっているということですが、これについては今回配られている素案のなかで書かれている、平成19年3月15日付けの回答のことだと思うが)この回答自体は一般論について述べているものであって、本来32条と33条の同意については別の目的が必要とされているものであるから、その判断については別個になされるべきであると書いたうえで、特別な事情がない限りは見直すことは出来ない、という

理論構成になっています。ここで神奈川県が言っているのは、一般論として「特別の事情がない限り」とさらっと書いているのですが、本市が考える特別な事情とは何々と書かれていて、その特別な事情については鎌倉市で解釈したという流れになっているのですが、この解釈の根拠というものがあれば教えていただきたいのですが。

事務局：特に明確に何かに書かれているといったことはなく、訴訟に発展する可能性もあることから、いろいろな協議のなかで整理をしました。

小沢委員：今回この問題が起き、そのなかで整理したということですか。

事務局：ここで記載した部分については、本来的には同意を包含している、という基本的な考え方がありましたので、それを超えるという形になるには、ということで今回整理をさせていただきました。

小沢委員：この問題が起きる前にもともと鎌倉市ではこのような整理をしていて、本件開発許可を下ろすかどうかの同意をするにあたって、この特別な事情の解釈に基づいて判断したということではなく、その後の検証手続の中で整理したという趣旨ということですね。

安達委員：今の点に関してなのですが、2ページの項目の第3のところ、神奈川県の回答文を参照したうえでということのようなのですが、もともと市の主張の中で「特別な事情がない限り」という表現はなかったように思うのですが、従前は公共施設管理者と土地所有者が同一の場合には、公共施設管理者の同意で足りるという主張だったと思うのですが、今回考え方を変更されたのかどうかを伺いたいのです。もし変更されたのであれば、この際変更するというように説明されれば了解できる部分なのではないでしょうか。

事務局：変更するというよりは、解説書に書いてある部分については、公共施設管理者と土地所有者が異なっても処分権限まで委任されていれば云々という解説になっています。この部分の考え方については、今もその考え方をとっていくのだらうかと、ただ、広く法的な解釈を考えるのであるならば、基本的には32条と33条は同意の趣旨が異なるということなので、別個の判断というものが求められるものなのだろうという考え方でございます。

委員長：今のご趣旨は、端的に言うと、今まで県の開発審査会にお出しになっている弁明書であるとか、再々弁明書であるとか、そういったところでの主張は、ここで書かれてあるような「特別な事情」で判断しているという枠組みではなかったと理解していたところ、「特別な事情」に照らしてどうだという判断をしたということなのではないかと、それはいつの段階でそうなったのだというご質問だと思ってしまうのですが。その部分は変えたのか、変えていないのかどうなのですか。「特別な事情」ということでは説明していなかったということなのですか。

事務局：そうです。検証するなかで、このような考え方の整理が出来るということになりました。

委員長：市としては、32 条の同意をもって 33 条 1 項 14 号が包含されている、という考え方は一貫しているのだということで考えてきていた。「特別な事情」という表現が出てきますけれども、検証の過程で整理し直したということではない、ということによろしいですか。

増本委員：同じことになるのですが、確認なのですが、「特別な事情」と出てきたのは神奈川県の手紙に「特別な事情がない限り」と書いてあるので、念のため、特別な事情があるかどうかを検討してみたということなのではないでしょうか。

事務局：書き方が誤解を招くような書き方かもしれません。今まで特別な事情というような言い方をしていませんが、わかりやすくするために、県の回答文を引用して今回整理してみました。

増本委員：これは誰の意見なのですか。事務局が整理をしたのか、何人かで協議の末にこの解釈が出てきたのか。

事務局：考え方をまとめるにあたっては、事務局の考え方ではなく、担当課（みどりセクション、開発セクション）との協議、あるいは改善ワーキングの中で担当課も入って整理を行っています。また、緑の部分については、当委員会にも第 5 回の委員会で報告している内容等も踏まえて整理をしたということです。

川口委員：県からの回答書では、法令の解釈については見解を示す立場にないという書き方で、判断できないと書いてあって、その次に特別な事情がない限り公共施設管理者の同意書の添付をもって土地所有者の同意を得ているものとみなすという運用をしています、という記述をしていますので、特別な事情がない限りというのはここで出てきた話で、これが特別な事情にあたるかどうかについては、緑地保全地区の法指定を目指す地区として、その中にこのエリアは入っているわけで、法的な指定を目指すのであれば、その土地を事業区域に含む行為に対して、特別な事情ではないというには根拠が弱い気がします。もし、法指定を目指すとしているのであれば、260 - 2 の土地の手続が事実上は廃止と同様の性格を持っているということなので、その部分を現行は公共的に使っているわけですから、住民の同意がなければならないのではないかという話があると思います。その手続があって初めて事実上廃止ということが出来るわけで、その手順が踏まれていないのであれば、資料 2 の 3 ページの中ほどに適正に云々とあって、緑地保全の手法として終了しているという記述があるのですが、手続は実は終了していないという解釈もあるのではないかと、という疑問点があるのをお聞きしたい。

事務局：条例の手続が終了しているというのは、みどり条例の 13 条に規定されています。この規定については、従前もフローをお見せしてご説明をさせていただいてい

と思うのですが、そのフローに沿った協議が終了しているということでございます。この推進地区につきましては、フローのスタートは買収の協議からスタートしているわけですが、この土地は特別緑地保全地区に指定されていませんので、地権者の協力がないとフローに沿った保全の流れに進んで行かないということです。今回のケースは合意に至らなかったということのなかで、推進地区の協議申出書を受けて手続きに入り、最終的には半年間の協議期間を経て協議通知書が出たということで、条例上の手続は終了しているという認識で記載しています。

川口委員：特別な事情という言葉が県の回答書で初めて登場してきたのであれば、今の 3 ページの表現というのは、後から考えれば特別な事情には該当しないと判断したということなののでしょうか。県からの回答書が平成 19 年 3 月に出てきていて、その中で特別な事情という言葉が初めて出てきていて、それに対して判断をしたということでしょうか。

事務局：そのとおりです。ただ、当該地に限らず、緑の条例によって市内にある緑地保全推進地区に関して、市として緑の考えを整理するためのシステムとなっています。

安達委員：前段で、特別な事情については、後追いで特別な事情に当たるかどうかを判断したところ、やはり該当しないということになったのだ、という説明だったと思ったのですが、先程の話ではそうではなくて、鎌倉市の基準として特別な事情というものが内在的にあったのだという話でしたので、話としてはずれているような感じがしましたので、どちらが鎌倉市としての当初からの判断基準なのかということを確認させていただきたい。それから、緑の保全に関する条例の手続ですが、これは通常想定されているのは個人等が所有する民有地の開発に関して、緑地保全推進地区に指定したとしても、市としては協議を求めるところまでで土地利用等の行為を否定することはできない、という手続であるということとは分かるのです。そういう意味での手続は終了していると、ただし、その推進地区内に市の土地がある場合、今回ですと行政財産として市が持っている土地がある場合、行政財産として持っている市有地について、それを改変したいという開発業者からの求めに対して、それを拒否できないということなのかという問題だと思う。それは条例の手続とは別個に、もともと民有地について開発を否定できないということはそのとおりだとしても、市が持っている土地（公有地）のあり方について、この土地は緑のためにとっておきたいので開発は待つて欲しい、そのために推進地区に入れているのだということであるとすれば、この市有地は現状のまま保全したい、ということが有り得なくはないという意味では、手続が終了したことを理由として市有地の改変を拒否できないという縛りはないと思いますので、その辺をどうお考えになったのかとい

うことを伺いたい。

委員長：今すぐ回答できますか、非常に重要な問題なので、少しご検討いただいて、安達委員の質問の趣旨はご理解いただけたと思うので、これまでの市の考え方も含めてもう一度見直していただいて、当時（処分時）はどういう考えであったのか、その後検証する過程でどのような考えになったのか、それは変わってもいいと思うのです。変わったことが手続の改善策のひとつとして捉えるという意味ではいいと思うのですが、その辺の流れが各委員疑問に思われているところがあると思います。大事なところなので、この場でお答えいただくよりは、より慎重にご検討いただいて、改めて調査をしていただいて、事務局から回答をいただきたい。先程の川口委員のご質問も心するところは同じだと思いますので、よろしくお願いします。他にご質問などよろしいですか。

安達委員：1 ページの第 1 点目について質問させていただきたいのですが、として都市計画法に定める公共施設の定義づけを前提として、本件のケースで道路に該当するかどうかということが問題となったわけですが、下の矢印以降、のところ、
「法定外の公共施設も対象となることから、道路法の道路でないことをもって都市計画法の手続対象外となるわけではない」その下のなお書き以降に行きますと、「行政財産（道路）として管理している」従って編入同意の対象であるという流れの説明ですけれども、道路法の道路でない場合であっても、行政財産である以上は公共施設になるという趣旨なのでしょうか。行政財産と公共施設は違いますよね。本件の擁壁の部分が仮に道路法の道路でない場合に、確かに行政財産だとして、その行政財産だということが当然に都市計画法第 32 条同意の対象となる公共施設となるのかどうかということが、この部分からではわかり難いです。前半では公共施設という話で、後半は行政財産と言い換えになっていて、すっきりしない説明のように見えるものですから、お伺いしたいです。

事務局：この部分については、中間報告書にございます 120 ページのところから、再々弁明書の内容なのですが、この部分で市の考え方を整理してございます。法 32 条の公共施設というのは、法定外の公共物、例えば、道路法等の管理法や条例等の管理法規に基づくことなく、国又は地方公共団体が管理する公共施設ということで、今回 260 - 2 については 18 条の道路区域の編入の手続はされていないということはあるのですが、39 年以降公衆の用に供されている、道路管理者が管理する土地である、ということで法定外の公共物に該当してくる。そうすると、公共施設の対象になってくるという考え方で整理をしているところです。

安達委員：そうすると、道路か道路でないということは、主要な問題ではないということなのではないでしょうか。公共施設かどうか問題なのであって、道路か道路でないか

というのは問題ではなくて、道路でなくても公共施設であれば同意の対象になるから、今回の場合も、道路法の道路であるかないかという点については、大した問題ではないということになるのでしょうか。

事務局：編入同意をするかしないかという考え方に立つのであるならば、道路法の道路以外でも私道なども公共施設、今回だと 32 条の編入同意の対象になってくるということです。そういう面では道路法の道路ということだけに狭めることではないのだろうと思っています。

安達委員：私道の例はよく分かるような気がしますが、道路ではなくて道路を保護している擁壁も公共施設、公共・公衆の用に供している施設だということでは、もう少し説明が要る感じがするのですけれども、道路自体は公衆の用に供している公共施設なのでしょうけれども、それを支えている、保全のための施設ですので、それ自体が私道と同じように法定外の公共施設だということでは、何か説明が必要な感じがするのですけれども。

事務局：中間報告書の 121 ページの中段くらいから、「ところで、道路法の定めによれば」という、それが恐らくいま、安達委員が言われた内容にあたるのかなということとして、道路の防雪施設等の防護施設は道路の附属物として道路に含まれるとされ、落石・崩壊等に対する擁壁等の防護施設もそれに該当すると解される。また、道路交通法の定めによれば、道路法が規定する道路の他に一般交通の用に供するその他の場所も道路であるとされている。「一般交通の用に供するその他の場所」であっても、その場所に附属し、その場所への落石ですとか、崩壊等に対する擁壁といった防護施設は、道路法が規定する道路における擁壁等の場合と同様に、その場所の交通上の支障を防止するために公共の効用を発揮するという、考え方なのだろうなと思っています。

安達委員：確かに私道であれば今のご説明でよく理解できるのです。私道も一般交通の様に供している、という意味では道路法上の道路と実質は変わらないということでしょうけれども、それに対して、一定のものは道路の附属物として道路法上の道路となるということも、これも分かりますけれども、そこにも擁壁というのは入っていなかったはずなので、結局、行政財産には違いがないとしても、公衆の用に供している道路ということではなくて、効用の一つだということはいえますけれども、それ以上に公共施設だと当然に理解されるかどうかという点は甚だ不透明な感じがしますので、そうするとその分というのは公共施設としての編入同意の対象にならない可能性も考えられるということなのですが、その点は理解の相違がどうもあるようですけれども。違いは分かりました。

委員長：ここところは最初から議論になっているところで、接道要件の話も含めてですが、そもそも擁壁の部分というのは道路なのか、審査会のほうも擁壁部分は道路ではない、また道路になる予定もないといったような趣旨だったと思いま

すが、そのような審査会の判断もあるところであり、ずっと審査会、あるいは当委員会でも議論されて来ているところなので、今後委員会での検討する過程での課題としたいと思います。他には今回のご報告いただいた内容について、ご質問等はよろしいですか。かなり争点は絞られてきていますので、今後この争点については議論されていくことになると思います。それでは、次の日程 3 にあります「原因解明及び改善策について(素案)」ということに関して、事務局よりご説明をいただきたいと思います。

事務局 : (「原因解明及び改善策について(素案)」について、資料 3 に基づいて事務局から説明。)

委員長 : ありがとうございます。当外部調査対策委員会と致しましては、所掌事務の中に調査結果及び改善策の検証ということもありますので、今日ご報告いただきました素案につきまして、改めてご議論する機会をこの委員会では持たせていただいて、最終的な外部調査対策委員会としての結論に結び付けていくということになろうかと思います。今の段階で、ご説明いただきました点について、何かご質問があればお伺いしたいと思います。

安達委員 : 内容以前のことで、今回の原因解明及び改善策については、括弧して素案という様に表紙はなっていますが、この後どのような展開なるのかという見通しをお話していただきたい。

事務局 : 今回「素案」ということで整理させていただきました。本日外部委員会にこの素案の内容についてご説明させていただいて、外部委員会の所掌事務の中でもこういった内部委員会からの改善策の検証というものがございます。そういった中でこの内容についてご意見等を頂戴しまして、更にいただいたご意見を踏まえて最終的な内容に整理をしていきたいと考えております。

安達委員 : そうしますと、外部委員会として、内部委員会の検討の結果についてどの段階でどのようなことを申し上げればいいのか、ということが気になるころなのですが。なるべく素案段階で外部委員会で注文をつけて、最終報告に結び付けようということなのか、ある程度内部委員会で進行していただいて、適宜外部委員会のほうから少し注文等はつけさせていただくとしても、最終的に内部委員会がまとめられたものについて外部委員会でそれを検証するのかという点です。現段階で私共が何を言えばいいのかということがわからない。

事務局 : 私共が考えましたのは、これが市の原因解明及び改善策ですよということでお出しするのではなくて、一定の整理は行いました。これに対しまして外部委員会のご意見等をいただいて、それを踏まえ形の中で整理していったほうが非常に実効性のある対応が出来るのかなということで、今回は素案という形で市の考え方を示し、これに対するご意見等をいただいた中で、市としての最終的な改善策をまとめていければと考えて、今回このような形で整理をさせていた

だいたということです。

委員長：今日いただいた素案を踏まえて、次回以降この素案を軸として各委員からもご意見を賜り、それをある段階でまとめていったん内部委員会に戻し、内部委員会でそれを受けて、更に最終的なところでまとめていただいたものについて、もう一度我々の方にお示しいただいて、それについて何らかの意見を述べるという形でいいですか。

事務局：市としてはそう考えています。

委員長：その際に中間報告書という形でいただいているものについては、「中間報告書」と「原因解明及び改善策について」が合わさった形で最終的な市の報告書としてまとまる、最終報告書としてまとまるということですか。

事務局：最終的にはそうなります。

安達委員：そうしますと、最終報告書を内部委員会でおまとめになった後に、外部委員会として、更にそれを検証するプロセスがあるのでしょうか。

事務局：そのように考えているところなのですが。

委員長：「最終報告書（案）」というのが内部委員会から我々に示されて、我々の検討を加えてそちらに戻したところで「最終報告書」になるということですね。

安達委員：ということだと、なるべく内部委員会でのご提案の中に外部委員会の意見を反映していただく、そういうスタンスになるのでしょうか。

事務局：形としてみると、当然のことながら外部委員会はこれ（素案）に係わず独自のご意見等もあると思うのですが、我々は我々でこのような考えをとっていますので、これに対してご意見をいただき、それを内部でもう一度検討させていただいて最終的にという認識を持っているところです。

安達委員：いまひとつ飲み込めない部分なのですが、内部委員会で最終的に報告書（案）ということになって、いったんここで検討したものが、案が取れて最終報告になった、その後はどうなるのでしょうか。それでだいたい内部委員会のご意向も、外部委員会の意見も反映された形の最終報告書をまとめようということなのか。

増本委員：引き続き質問してよろしいでしょうか。外部委員会としては、何か報告書みたいなものを最後にまとめるのか、内部委員会と外部委員会とが合体という変なのですが、お互いにキャッチボールをしながら最後に一つのものが出来上がるのか、どちらなのでしょうか。

委員長：その点に関しては、所掌事項で2条2項があります。原因の解明の方策及び改善策の提言についての事項ということですので、我々の方から原因の解明並びに改善策の提言という形で市に外部の意見としてお出しする。それを検討していただいて、それを内部委員会の中に取り入れられるものは取り入れていただくだろうし、そうでない意見は、それは外部委員会の提言としてまとめるとい

う理解でいいのでしょうか。

安達委員：内部委員会の最終報告が出来る手前で、外部委員会が何らかの提言をまとめるということですか。

委員長：そうです。

増本委員：こちらが早いんですね。

委員長：そうです。

安達委員：逆に考えていたものですから。

委員長：ただ、外部委員会で提言をして、内部委員会でさらに検討していただいて、最終的な検証を最後に我々が行うということはあるわけですし、あくまでも市の最終報告書（案）について、なお、外部委員会としての意見があるということであれば、そこに外部委員会としての意見、提言を申し上げて、最終的な報告書に反映させる。反映というのは、外部委員会の提言という形で最終報告書に載るのか、内部委員会で検討いただいて、我々の意見を踏まえてこうしようということが、さらに加わるかも知れませんが、外部委員会の提言について内部では意見が合わないということであれば、我々の改善策の提言という形で、最終的な報告書の中に搭載されるということになる。我々がこれからこれ(素案)を検討しますけれども、内部で検討していただいて、最終報告書（案）を内部からいただいて、それを我々が検討して、なお、こういうところはこうして欲しい。これは違う。我々の考え方はこうだ。というものを具申して、最終報告書として作られたものをもう一度検証することもある。それでも追加的な意見があれば、外部委員会としての提言という形で、最終報告書と外部委員会としての報告書を別途作することは、必ずしも否定されないと思います。少なくとも、両者が合体する形で良い方向に持っていく、という意味での内部でのご検討していただく話を我々としては出来るだけ早い段階で提言していきたい。それを取り入れていただけるのであれば、どんどん検討していただいた上で内部委員会の改善策の中に反映していただく、という考え方ではないでしょうか。

安達委員：そうしますと、今のお話だと、だいたい最終報告書が出来るタイミングで、同時並行的に外部委員会としての提言も基本的なものをまとめて出す。

委員長：出来れば先に内部委員会で改善していただくような、今日の最初のほうでご議論があったようなところの議論をもう一度投げて、内部委員会で検討していただくということは、いくつかの項目はやってもいいと思います。そのうえで、最終報告書という形でまとめていく。2本のものではなくて、1本のものにしたいほうがいいのでしょうか。ただ、1本のものにしたいけれども、あくまで内部の報告書とは違った見解ということであれば付帯意見とするか、別の意見という形で出すか、それはまだ検討は進められていません。

安達委員：これはどこかの段階で公表するのですか。案の段階、あるいはその前に公表さ

れるのですか。

委員長：最終報告書（案）は公表されるでしょう。というよりもこういう形では公表されるでしょう。

安達委員：今回の素案の段階ではまだ公表にはならないのですか。

事務局：公表という形になります。

委員長：素案という形で公表です。次は最終報告書（案）というものが出てくるでしょう。その前に我々としては提言をしなければいけないということです。そして、最終報告書（案）が出てきて、それを我々がここで検討して、我々の意見が反映されているということであれば、最終報告書で終わる場合もあるし、やはりこれは違うということであれば、外部委員会としては内部の考え方については別の意見を持つということで、その発表の仕方はまた別に考えたいと思いますけれども、違う形もあり得るということです。そこで我々が最終的な報告書（案）をご議論いただいたうえで、原因と今後の対策としては、我々としても了解できるということであれば、それが最終報告書ということになる。最終的には最終報告書 1 本でまとまる場合と、最終報告書と外部調査委員会の提言が何か別途出来る場合もあり得るということでよいと考えています。今後、次回以降は素案を中心に進めて行こうと考えています。内容的なところは、今日はお配りされたところで詳細周到にご検討いただける余裕もないともいますので、次回以降やりたいと思いますので。何かこれだけは聞いておきたいということであれば、どうぞご発言いただければ。よろしいですか。それでは、次の日程 4 について、事務局からお願いします。

事務局：（「その他」として、資料 4 によって 100 条委員会の状況についての説明を、資料 5 によって顧問弁護士からの回答についての説明をそれぞれ行い、次に次回の日程について説明を行った。）

委員長：ありがとうございました。補足をさせていただきますが、資料 4 につきましては、いわゆる 100 条委員会の最終的な委員長の報告ということで、議会で報告され、承認されたということですか。

事務局：議会本会議の中で委員長が報告したという形になってございます。

委員長：それを議会で承認したということで、100 条委員会はもう終了したということではよろしいのですか。

事務局：解散したということになります。

委員長：ある程度概要が書かれてありますけれども、詳細な議論の過程等につきましては、別途事務局に資料等の提供を求めるということも有り得ようと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。それから、資料 5 につきましては、本来復命書等があれば、それに基づいてその経過が分かったところなのですが、そういった書類がないということ、これは先程の改善のなかでも、今後そうし

たことのないようにしたいというお話がございましたが、そこで顧問弁護士と職員との間でどのようなやり取りをしたのか、ということがございます。このことは 100 条委員会でも話題になったところでもありますけれども、100 条のほうではその点に関する調査等が、顧問弁護士に確認するところまで至っていませんでしたので、委員長名で市の顧問弁護士に対して、どのような相談があってそのやり取りはどうであったかということについて、問い合わせを致しました回答がこのような形で送られてきました。特に 2 回目のところで、事業者に対して新たに申請をやり直すのか、補正で足りるのかということをお問い合わせで相談をしているという経過について、相談を受けた弁護士からこのような形で質問に対する回答をいただいたというものであります。それを受けて、事業者の方から補正という形で手続をされたということでもあります。裏の「イ」のところで、申請者が現申請書を補正し云々というところがありますけれども、二つのやり方があるということで、安全な手続としては原申請を取下げて新たに申請する方法だ、ただ、それについては「ウ」のところで十分市としては説明して、最終的には申請者に主体的に判断してもらう必要がある。こういったことの相談に対する回答をしたという回答を頂戴しました。100 条委員会の中でも事業者の方が出てこられまして、資料 4 の 11 ページの 4 行目「2 点目の～」の事業者の回答を裏付ける形での前提としての相談内容が資料 5 ということになります。いずれにしても、そのような経過があったということについて、ご報告をさせていただきたいということでもあります。日程については、2 つの案で至急調整をしたうえで決定したいと思います。他にご質問ご意見なければ、次回以降、今日いただきました「原因解明及び改善策について（素案）」を中心に、また今日出ました議論を一層深めて行きたいと思います。

それでは、本日は終了します。ありがとうございました。